

院内感染対策のための指針

1、院内感染対策に関する基本的な考え方

安全な医療の提供のために、病院全体として感染対策に取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2、院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3、院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

4、感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令で定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等の分離状況を集計し、院内感染対策委員会およびICTでの検討、現場へのフィードバックを実施しています。

5、院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内において感染症患者が発生した時は、臨時の院内感染対策委員会を招集し、速やかに感染対策を実施します。必要に応じ保健所へ報告し、速やかに対応します。

6、患者さまへの情報提供と院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者さまおよびご家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7、その他 院内感染対策推進のために必要な事項

院内感染対策マニュアルを作成し、定期的な見直しを行います。院内感染防止に向け院内感染対策マニュアルを遵守します。